

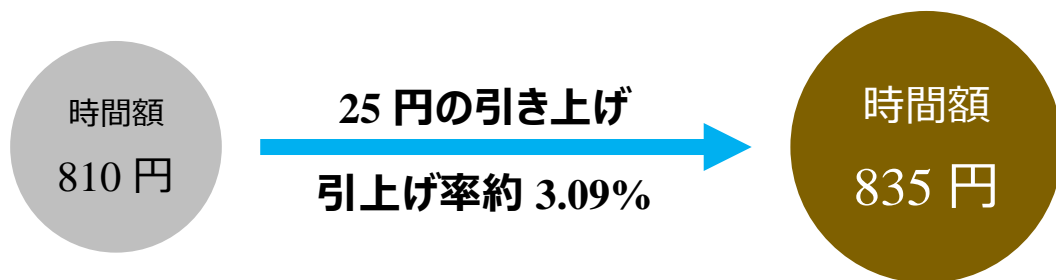
お知らせ

北海道最低賃金は、2018年10月1日から時間額 835 円に改定されます。

I. 2018年度 北海道最低賃金

2018年9月30日まで

2018年10月1日から



この最低賃金は、常用(正社員、試用期間)、臨時(契約社員、パートタイマー、アルバイト)等の名称を問わず、すべての労働者に対して適用されます。

また、次の事業に雇用される社員には、別途特定(産業別)最低賃金が適用されます。

- (1) 処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業
- (2) 鉄鋼業
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- (4) 船舶製造・修理業、船体ブロック製造業

II. 給与体系ごとに最低賃金額以上になっているかどうかを確認する方法

1. 時間給の場合

→ 時間給: 円 \geq 835 円

2. 日給の場合

→ 日給: 円 \div 1日の平均所定労働時間: 時間 = 時間額: 円 \geq 835 円

※ 1日の平均所定労働時間が8時間の場合 → 8時間×835円=日給 6,680円以上としなければなりません。

3. 月給の場合

→ 月給: 円 \div 1カ月の平均所定労働時間: 時間 = 時間額: 円 \geq 835 円

※ 1カ月の平均所定労働時間が170時間の場合 → 170時間×835円=月給 141,950円以上としなければなりません。

4. 上記1.~3.が組み合わされている場合

→ 例えば、基本給は日給、各手当が月給の場合は以下の①~③の計算により確認します

- ① 基本給(日給) → 上記2.の計算で時間額を算出します
- ② 各手当(月給) → 上記3.の計算で時間額を算出します
- ③ 上記①と②を合計した額 \geq 835 円

III. 注意！次の手当や賃金は、時間給、日給、月給のいずれにも算入されません

❶ 家族手当	❺ 休日割増賃金
❷ 通勤手当	❻ 深夜割増賃金
❸ 精皆勤手当	❼ 臨時に支払われる賃金
❹ 時間外割増賃金	❽ 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金

→ したがって、1カ月の平均所定労働時間が170時間の場合における次の賃金は、最低賃金を下回ることとなります

【月給】

基本給	140,000 円
皆勤手当	15,000 円
定額残業代	20,000 円
合計	175,000 円

皆勤手当と定額残業代は計算から除外されるため、
基本給 140,000 円 ÷ 170 時間 = 823 円 < 835 円
となり最低賃金を下回ります

IV. 北海道最低賃金の過去 10 年間の推移と今後

1. 過去 10 年間の推移

「成長と分配の好循環」を目的とするアベノミクスのもと、近年は 2～3% の引上げ率が続いています。

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
時間額	678	691	705	719	734	748	764	786	810	835
引上げ額	11	13	14	14	15	14	16	22	24	25
引上げ率	1.65%	1.92%	2.03%	1.99%	2.09%	1.91%	2.14%	2.88%	3.05%	3.09%

2. 今後の最低賃金

2017 年 3 月 28 日に公表された、安倍政権が推進する「働き方改革実行計画」によると、今後も年 3% を目途に引上げられることが予定されています。

またこの計画では、最低賃金の全国加重平均 1,000 円 (2018 年は 874 円) を目指しています。今後も毎年 3% 引上げられた場合には 2022 年～2023 年に全国加重平均が 1,000 円に達し、その際の北海道最低賃金は 950 円前後になると想定されます。

組織においては、人件費を適正にコントロールするために、昇給制度や賞与制度を含めた賃金制度全般の整備が求められます。